

論題	臨済宗円覚寺派正安寺に伝来する「報恩講」について
著者	鳥居和郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告－人文科学－ 第13号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1987年(昭和62年)3月
判型	JIS-B5(182mm×257mm)

臨濟宗円覚寺派正安寺に伝来する

「報恩講」について

鳥居和郎

はじめに

今更述べるまでもないが、報恩講とは広義には宗祖や派祖の忌日に報恩のために行なわれる仏事であるが、狭義には真宗寺院で行なわれるそれを指す。横浜市栄区長沼町にある臨濟宗円覚寺派正安寺では、毎年、春に報恩講を行なっている。しかし、この仏事は一般的の例と異なる点がある。

正安寺においての報恩講は、その開創があると思われる江戸期に溯っても、臨濟宗または円覚寺派としての仏教行事ではなく、講は真宗の僧侶により勤修され、内容も真宗のそれであった。⁽¹⁾

正安寺の報恩講は、昭和三十年代前半より真宗の僧侶の参加がなくなったものの、曾て行なわれた報恩講の次第は次のとおりである。まず、正安寺住職による読経の後、本尊阿弥陀如来を安置する厨子の扉が開かれ、正安寺の檀家や講中が本尊を拝し、次に、真宗の僧侶による法話があり、正安寺の檀家の手による御斎も施された。このようにして三日間にわたる報恩講が勤修せられた。

正安寺住職は報恩講において厨子の開扉と閉扉の儀式以外関係せず、他是真宗の僧侶に任せるという故実があるため、報恩講の内容は真宗寺院のそれと同様といえよう。⁽²⁾

しかし、一般の真宗寺院と異なるものとしてその期日がある。⁽³⁾ 正安寺の報恩講を勤修するところの西本願寺派の報恩講の日時について述べてみると、本山では毎年一月九日から親鸞の忌日の十六日までの七日間にわたり行なわれるが、一般の末寺では日を繰り上げて、十二月の適当な日に三日間行なわれる。そのため前者を「御正忌報恩講」、後者を「お取り越し報恩講」と区別している。また、他の真宗諸派では本山の報恩講を十一月か一月のいずれかに勤修し、それ以前に末寺や門徒のお取り越し報恩講が修せられる。⁽⁴⁾

このように真宗各派では、宗派の一大事として報恩講の日時を決めており、真宗の僧侶なら大いに尊重すべき日時であるが、正安寺報恩講は真宗僧侶が関係しながらも一般的の報恩講と大きく異なつてい。

このように正安寺の報恩講は、真宗僧侶が関係しながらも一般的の報恩講と大きく異なつてい。

いるのは如何なる理由であろうか、正安寺報恩講の性格を考えるうえで重要な点であるが、関係史料がなく考察することが適わないの後考を待ちたい。

次に正安寺と真宗教団との結び付きを求めるならば那辺にあるのであろうか、『新編相模國風土記稿』の記事によると、

正安寺、臨濟宗、鎌倉円覺寺末、長沼山と号す、本尊三尊弥陀、中尊三尺三寸、脇士各一尺八寸共に親鸞作、弥陀像に善信と刻し華押を題す、古は天台宗能満寺と号す、親鸞鶴岡にて藏

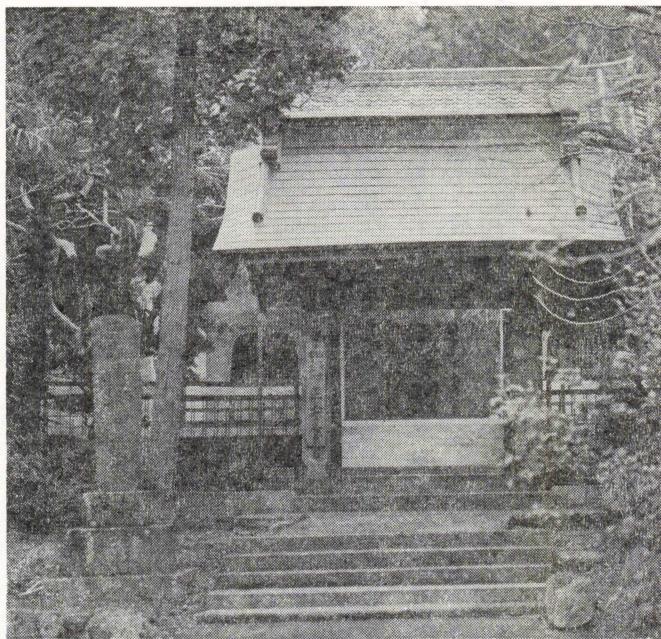


写真1 長沼山正安寺門前。左側に寛政四年に江戸石碑講中が建立し、報恩講のきっかけともなった石碑がある。

経校合の時止宿せしに住僧月応彼宗に帰依し改宗すと云、其後廃棄せしを土雲再造して禪刹となし、今の寺号に改む……(後略)……

とあり、寺伝では曾ては真宗寺院であること。そして親鸞の滯在と親鸞自作の本尊を有することなどにより真宗教団との結び付きを示している。しかし、同様の寺伝を有する真宗寺院はこの地方に少なからず存在するにも拘わらず、先の記事からは他宗であるところの正安寺において報恩講を行なう積極的意義が存在するとも思えな

い。

そこで他の客観性を有す史料に、正安寺と真宗教団との結び付き及び報恩講開創の情況を求めるならば如何なる史料があるのであろうか、次章において検討してみたい。

二

正安寺報恩講の開創期の情況を考察するにあたり、具体的な年記を持つて真宗教団との関係をあらわす史料をあげるとするならば、次のものが、その上限を示すものと考えられる。

(正安寺所蔵木札)

(表) 金子千疋

京都
西本願寺

(裏) 明和六 己丑 年三月五日

本山

御役所禪師

壇中惣代

源左衛門

この木札は曾て正安寺本堂に掲げてあったもので、明和六年三月五日に西本願寺が正安寺に「金子千疋」を献じたことを伝えるものである。この献金が何故に拠るものかを示す史料はないものの、西本願寺が正安寺に少なからぬ関心を寄せていていることが窺われる。また、この時より十五年後の天明四年にも、正安寺と真宗との関係を確認出来る史料が鎌倉円覚寺に伝来している。⁽⁷⁾ これは正安寺が円覚寺に宛てたものである。

奉願上候口上之覚

一拙寺本尊之儀、先年 御本山御遠忌ニ付、諸堂御修復為御助成、江戸表一向門徒為結縁、内拝被成度旨、御役中々被仰聞候處、其節ニ無據訛合有之候ニ付、御断申上候處、其後大切ニ守護可仕様被仰付、奉畏候然處、此度帰源院様并天地庵廬首座御内縁御屋舗々御拝覽被求度旨、御内意を以被仰越候ニ付、村役人并惣壇中遂相談候處、皆々承知之上、先達御役者中々被仰付候通、御本山御年忌前、諸堂御修復御助成ニ茂相成、且又拙寺永代修復料ニ相成候儀茂御座候ハバ、重々難有仕合奉存候、右ニ付此度御府内御屋敷方并同縁茂有之寺院并町方内拝ニ罷出度奉存候、右願之通被仰付被下候様偏奉願候以上

士禪

長沼村



写真2 正安寺本尊阿弥陀如来立像。禅宗寺院が阿弥陀如来を本尊とするのは希といえる。

これによれば、天明二年の円覚寺の遠忌にあたり諸堂修復助成のため、正安寺本尊を江戸の真宗寺院や門徒などに内拝させるべく本山の役中より申し入れがあったこと。しかし正安寺側に「無據なき訛合」があり内拝の一件を謝絶したことなどがわかる。そして、天明四年に至り帰源院及び天池庵より同様の申し入れがあつたので、村役人及び壇中で諮詢ったところ、本山の諸堂修復助成及び正安寺の永代修復料になるとの了解を得られたので本山に対し内拝をさせるべく許可を願い出たことがわかる。

この件に対する円覚寺の対応は『鹿山公私諸般留帳』⁽⁸⁾ の天明四年の冊が欠落しているので不明であるが、他の史料によると許可されなかつたと推定される。それは寛政四年に正安寺が円覚寺に宛てた次の文書である。⁽⁹⁾

以書附奉願上口上之覚

一當寺門前江戸講中石碑を致造立候ニ付、何卒此度為結縁、聖人之所刻の尊像を奉拝覽度由相願候、然處先年從本嶠被仰渡候ハバ、尊像開扉之義不仕様ニ村役人迄為心得急度被仰付候、

因是相断申候所右講中之者共其應相願候ニ付、拙僧事不得己

本嶠思召之程茂甚以恐入奉存上候得共、右講中之者共為結縁報恩講取立三月下旬三日之間、御法事勤修仕度以心信願之義ニ付、何卒被仰付被下候様ニ村内一同御願奉申上候以上

長沼村

寛政四年

名主 作右衛門印

担方惣代 留兵衛印

閏二月

正安寺

士明印

先の文書から八年後の寛政四年のこの文書によると、先年より本尊の開扉は「不仕様ニ村役人迄為心得急度被仰付候」との本山の指示により謝絶していたこと。しかしながら江戸の講中が正安寺門前へ石碑の造立を行なうにあたり、三月の下旬の三日間報恩講を行ないたい旨再度願い出があつたため、「村内一同」とともに本山円覚寺へ出願したことがわかる。

この件に対する本山側の対応を『鹿山公私諸般留帳』の寛政四年閏二月の冊にみると、

右本尊之儀モ先年紛失候処、本山之威光を以取戻候、已來度々大切ニ守護可仕旨申付置候、然ル処此度心憶之輩有之、内拝達而願之趣、御願之通正安寺并檀中於常住評席申渡候、尤質素ニ可取斗旨申聞候

と書かれ、先の天明二年の円覚寺の遠忌にあたり、諸堂修復助成のため円覚寺より正安寺に対し、江戸の真宗寺院及び門徒への本尊内拝依頼の折「無據訟合」と正安寺が応じられなかつたのは、本尊の紛失のためであり、戻ったのち、正安寺に「大切ニ守護可仕旨」を命じていたが、寛政四年に至り「然ル処此度心憶之輩有之」と許可になつたことがわかる。

このように、この文面によると円覚寺は初めて許可を行なう如き印象が感じられ、天明年間の「内拝」に関する正安寺からの願書は不首尾に終わつたものと思われる。従つて、寛政四年の石碑造立を切つ掛けとして一応の正安寺報恩講の開創があると思われる。

しかしながら、明和六年の西本願寺よりの献金の一件も考えあわせると、内々において類似の仏事が修されていた可能性も残されているといえよう。

蛇足になるが、この石碑は現在も正安寺門前に立ち、正面には、「親鸞聖人御真作 本尊阿弥陀如来御舊跡」と刻される。總高は約二・五メートルにも及ぶもので、講中が熱烈な信仰を寄せたことが偲ばれる。

さらに、翌五年には再び正安寺からの願書が円覚寺所蔵文書のな

かにみられる。⁽¹⁰⁾

奉願口上之覚

一當寺本尊、去年三月江戸表石碑講中々發起ニ付、開扉結縁仕度候御願申上候處、願之通被為仰付難有仕合奉存候、然處右講中々為結縁當年茂参詣仕度候間、去年之通開扉相願申候、依之来る三月廿六日より廿八日迄三日之間本尊開扉仕度候、此段 本山表御披露被下願乃通被為仰付ニテ 難有奉存候、本村内担家中一同御願申上候已上

長沼村正安寺

檀家惣代

寛政五年丑正月十三日

源左衛門^印

同 留兵衛^印

同村惣主 作右衛門^印

傳宗菴様

御名次中

正安寺

士明^印

この文書を見ると「當年茂……（中略）……去年の通」と恒例行

事化させんとする意図が窺える。さらに、先にも述べたが何に拠つたかは不明であるものの、本尊開扉の具体的な日時が定められていることもわかる。また、この願書において初めて正安寺の意向として「開扉」という文言を使用していることが認められる。それ以前

は、真宗側の立場からともいえる「内拝」や「拝覧」の文言を用いていた。この文言の変化や円覚寺に宛てる文書に「報恩講」の語句が用いられなくなったのは、当然、意図的なものがあると思われる。

寛文五年、幕府より「諸宗寺院法度」が定められ、その「定」の第一に「諸宗法式不レ可相亂……（後略）……」の条がある。⁽¹¹⁾「法式」とは宗としての制度、習慣、作法、儀式、法会などの意味を含むものであるが、臨済宗寺院で真宗の僧侶による報恩講が年々の法式として勤修されるのを本山円覚寺が許可する行為は、寺社奉行及び僧録の認めるところではないことは容易に想像出来る。そのため「報恩講」はもとより「内拝」、「拝覧」の文言を使用せずに「開扉」とすることは、先の条文に対し抵触することを避けるため円覚寺派内において配慮があったのではなかろうか。

また、豊田武氏は本末制度における本山の持つ主要な機能の一つとして、「本山は末寺僧侶の布教に対する監督権を有する。」と規定

表



裏

写真3 本堂に掲げてあった木札。消えかかっているものの、表面には「例年三月十六日ヨリ同十八日マデ 報恩講」と書かれる。円覚寺に対する文書には「報恩講」の文言は使用することは控えたが、門徒や檀家に対しては公然と用いていたことがわかる。

されるが、⁽¹³⁾末寺である正安寺が法式を乱すことは、監督権の不履行にあたるわけである。そのため、正安寺「報恩講」が対外的には

「円覚寺派の仏事」と目されることは必要なことであり、本山の大関心事であったといえよう。

寛政五年の願書に対する本山側の対応を『鹿山公私諸般留帳』の

寛政五年正月の冊に見ると、

寛成七卯年二月

久右衛門印

長沼村檀方惣代

鎌倉

源右衛門印

円覚寺様

正安寺

御役者中様

士明印

このように、法事繁榮のため講中で年七両の法事料金積立を行なう旨記し、永代法事の許可を願っているが、さらに、同時に出来された願書には、⁽¹⁵⁾

乍恐以書付奉願上候

このように、本山側の立合を要求することは当然の対応であろう。そして、以後しばらくの期間この日が正安寺報恩講となるのである。

さらに、二年後の寛政七年江戸石碑講中世話人より、正安寺住職土明及び檀方惣代の添書のもと、二通の文書が円覚寺に提出された。⁽¹⁴⁾

一長沼正安寺本尊阿弥陀如来、親鸞聖人之御正作^{二両}、是迄三ヶ年講中共依願開扉三月廿六日^{ム廿八日}迄御免被成下、御法事努相リ一同ニ難有仕合ニ奉存候、然所當年ム永代御法事御免被成下候様講中一同何卒奉御願申上候、然ル上モ右御法事之儀ニ如何様之六ヶ敷儀是有候共、我等引請御本山様江少茂御苦勞ニ相掛け申間敷候、依之願書差上申候以上

江戸神田新浪町

寛政七卯年二月

講中世話役

久右衛門印

同堀口町三丁目

治郎兵衛印

一当年ム為御法事料金七両積金仕度、幾々御法事御繁榮被為有候上モ、年々御法事料金茂尚又講中一同出情可仕候、依之何卒永代御法事御免被成下候様奉願上候以上

江戸神田新浪町

講中世話人

鎌倉

円覚寺様

御役者中様

前書奉願上候通、右講中之者共達而相願候ニ付、開扉并御法

事御免許被成下候様被仰付、檀方一同偏ニ奉願上候以上

正安寺

士明印

檀方惣代

源左エ門

留兵衛

与左衛門

もに経済的に資する点においては同様であろう。むしろ、当初は円覚寺側の要請であったことは、先の天明四年の円覚寺宛の文書などにより明らかである。

このような背景には、円覚寺一山の諸事情があった。つまり、円覚寺は北条時宗を開基、無学祖元を開山とし弘安五年に建立され、鎌倉五山の第二位に列する大寺院であるが、度々重なる火災や天災により大伽藍も荒廃し、その状況を『新編鎌倉志』では、総門、仏殿、方丈、鐘楼、開山塔昭堂などが残ることを記すのみで、往昔の盛時の面影は偲ぶべくもない状態であった。

このように、江戸の講中世話役二名が永代開扉に関して、「如何様之六ヶ敷儀是有候共我等引請」と積極的に円覚寺に対して許可を求めている。

この件に係る本山側の対応を再び『鹿山公私諸般留帳』の寛政七年二月の冊にみると、

右永代開扉之願、衆儀之上當山三門佛牌化縁之儀も頼置候事ニ
候得者正安寺永々扶助も相成、勘弁を以聞濟遣下候

このように、永代開扉の件は本山には「化縁」、正安寺には「扶助」になるとの判断により勘弁されるわけであるが、本山・末寺と

そうしたなか、円覚寺では天明二年の北条高時の四五〇年遠忌、翌三年の北条時宗の五〇〇年遠忌、同五年の開山五〇〇年遠忌などの一山をかけた重要な法要を勤修すべく、山内の諸堂の修補、修造が計画された。そのため、財源確保が急務とされ、その一環として幕府に御免勧化の許可を得るべく計画があつた。

しかしながら、鈴木良明氏が指摘されるように⁽¹⁶⁾、末寺が多いため私勧化がすでに行なわれていたと推測されたためか、武藏・相模両国が御免勧化の巡回地から除外されることをはじめとして、結果としては勧化計画は思うようにすすまなかつた。

そのため、正安寺における報恩講そして江戸や三浦郡中への本尊の巡行も、一連の円覚寺遠忌勤修事業の一助となるべく「私勧化」的要素を持つて組み込まれていったといえよう。

こうした江戸時代後期の仏教界を、圭室文雄氏は「本山の末寺に対する階級支配も強化されるが、それは信仰あるいは修学を通じて

のものでなく、金銭を通じてであった⁽¹⁸⁾』と指摘されるが、正安寺をとりまく情況もまさしくそいつた一面を備えているといえよう。

以上のような経過をもって正安寺報恩講は永代に修されるに至つたが、こうした背景には、前述したような単なる円覚寺における一連の遠忌計画のみがあったわけではない。むしろ、近世仏教界の宿命的なものがあつたといえよう。

それは、土地所有をはじめとして寺院の經濟的富有化を制限することが一貫して行なわれた近世の寺院政策に加え、「江戸時代後半、民衆の信仰が葬祭から祈禱に移ってしまった」という状況のもと、正安寺に限らず葬祭を中心とする近世寺院の經營は一般に困難な状態におかれていたといえるが、そうした構造的且つ閉塞的な状況を若干なりとも解決せんと、敢えて行なつたものが正安寺における報恩講であるともいえよう。

三

正安寺報恩講開創のため、当初より活動した江戸石碑講について考えてみると重要である⁽²⁰⁾。しかし、本稿では紙面の都合で触ることは避けるが、石碑講中の活動は、江戸期後半に盛行した寺社詣の延長線上にあるところの、真宗門徒による「宗祖親鸞の遺跡詣」と単純に捉えることは出来ない。江戸や三浦・鎌倉郡などを中心として講中を持つところの正安寺報恩講の開創や本尊の出開帳興行の背後には、真宗西本願寺派の意図的なものがあつたことは想像

に難くない。

横浜市栄区小菅ヶ谷町の真宗長光寺に伝来する史料で、弘化二年四月に正安寺が藤沢宿の永勝寺をはじめとして真宗寺院九ヶ寺に宛てた、報恩講継続の願書ともいべき『規定書』⁽²²⁾がある。

まず、この内容としては、正安寺が文化年間に無住となり報恩講が中断していたところ、長光寺の発起により再び行なわれるようになったこと。亥年に本願寺門主の参詣があつたこと。小檀寺のため法事積金、堂宇修復、本尊の御用のためにも頼母子出資を願うという規定を法中一同決定し、円覚寺にも出願したことなどが書かれている。

この内容について述べることが本章の目的ではないが、正安寺の經營には報恩講が大きく貢献していたことがわかる。さらに、この史料により報恩講に係わってきた真宗寺院の名前を知ることが出来るが、それ等全てが西本願寺派に属するのである。この事は、正安寺報恩講の開創に大きく関係する要素といえよう。

それは正安寺の存在する長沼村と隣接する下倉田村に永勝寺と称す東本願寺派の寺院がある。元文五年八月に成立した『下倉田村永勝寺略縁起』によれば、親鸞の数年間の逗留があつたこと、親鸞自作と伝える「本尊面掛阿弥陀如来」及び「笠乞聖徳太子」、海中出現と伝える本堂本尊阿弥陀如来が安置されると記され、正安寺の寺伝と類似していることがわかる。さらに、この縁起の成立に先立ち、多くの遺跡錄が永勝寺を取り上げている。例えば、宝永八年宗誓により著され巡拝記録の初期の代表作ともいべき『遺徳法輪集』⁽²⁴⁾の

記事にも、親鸞の滞在があつたこと、自作の「面カケノ阿弥陀」及び「聖徳太子」の二像が安置されることがある。

また、宝暦七年より四回もの調査を行ない、記述は真宗以外の寺社にも及び、その内容の詳細さで知られる『親鸞聖人御旧跡二十四輩参詣記』⁽²⁵⁾にも永勝寺の記述はあるものの、西本願寺が信仰を寄せるところの正安寺については全く触れていない。このことは、他の遺跡録においても同様であり、管見の限り正安寺について記述のあるものは無いといえる。

しかし、次に西本願寺側より正安寺と東本願寺派である下倉田永勝寺について記述した史料を紹介するが、それは、前述した遺跡録とは内容を異にするものであり、併せて西本願寺派側の立場をあらわすものといえる。その史料は横浜市栄区上町の光明寺に伝来し、天保九年西本願寺門主の江戸参向の折、先例により光明寺が鎌倉をはじめとし周辺の地の案内役を勤めた時の記録である。

その記録『鎌倉江之島御案内手扣』によると、倉田村の記事には「祖師聖人御舊跡、裏方永勝寺面拭ヶ之阿弥陀如來安置」と永勝寺について触れるが、祖跡であることは認めるものの本尊に関しては単に「面拭ヶ」と記すのみである。しかし、正安寺の記事には「禅宗正安寺、聖人御作本尊阿弥陀如來安置」とあり極端にその表現を異にしている。

さらに、正安寺に関しては「先御門主様御拝礼金三百匹被下」と記すが⁽²⁶⁾、この天保九年の時にも銀一枚の献金があつたことが正安寺に伝わる木札によりわかる。つまり、先に触れた明和六年の「金子

千疋」の献金以後も度々、西本願寺からの献金があつたことがわかるのである。

親鸞に係る、同様の縁起を持つ両寺の表現を異にすることや先の献金の件も考えあわせると西本願寺当局が正安寺に寄せる関心は並々ならぬものがあるが、その原因としては本願寺の東西分立が大きく影響を及ぼしているといえよう。

慶長七年、教如による東本願寺の別立以来、東西両本願寺の対立は激化し、江戸時代を通じ、それぞれ勢力拡大のため末寺獲得運動が活発に行なわれた。そのため、所謂帰參改派問題が増加し、その裁判のため幕府の負担が甚だしくなり、寛延三年、幕府はその処置を当該の領主に委ねる旨通達を出すに至る程の情況になった。

このような末寺獲得運動が行なわれるなか、宗祖の遺跡を自派の勢力に取り込むことは、質的な面において運動を補完し得るものであるため、遺跡寺院の獲得に対する関心は特別のものがあつたといえよう。そのため、遺跡と認められている真宗寺院を自派への獲得が成らない場合には、遺跡寺院を模して新規に同名且つ同様の由緒付けを行なった寺院を建立することがみられ、それが本願寺東西分立以後の真宗寺院開創の一形式にもなっていることを筆者は以前指摘した⁽²⁸⁾。

永勝寺が多くの巡拝記録に記されることにより、真宗各派から公的に認められた遺跡であり、併せて「親鸞自作」と伝える二体の木像も公認された状況であったとするならば、正安寺本尊を「親鸞御正作」とし、宗祖の滞在も事実とすることは西本願寺派にとつて、

東本願寺派に対する対抗策とみることは無理ではなかろう。つまり、正安寺「報恩講」は本願寺東西分立が引き起した旧跡宣揚運動の高まりのなかに作り出されたものであるといえよう。

このことは、正安寺門前への石碑の建立に加え、実現はしなかつたと思われるが、天保五年、長光寺が小袋谷成福寺を後援し、鎌倉鶴岡八幡宮の經藏前に「親鸞聖人旧跡碑」再建のため鶴岡八幡宮別当莊嚴院及び築地輪番へ願書を出すなど、⁽²⁹⁾ 西本願寺側による一連の行動がみられることからも首肯出来よう。

四

以上のように、断片的な史料を通してではあるが、正安寺報恩講が開創される過程と、併せて、開創されるにあたっての臨済宗及び真宗の両面からの因果性の考察を行なった。⁽³⁰⁾

戦国期、小田原北条氏が真宗寺院を弾圧した折、⁽³¹⁾ 多くの真宗寺院が改宗を余儀なくされたり、一時他国へ逃れたりしたという伝承や、弾圧が解かれたのち元の宗派に復したり、旧地に戻ったという伝承を持つ寺院が少なからずある。⁽³²⁾ 正安寺も同様の寺伝を持つため、一見したところ、親鸞に対する思慕の念が報恩講を復活させた如き感があるが、事実は異なるようである。

正安寺は、江戸期の他の大部分の寺院と同様、経済的基盤である朱印地、黒印地は無論のこと、境内以外の土地をほとんど所有していないなかつたため、その經營に住職、檀家とも腐心していたと思われ

る。併せて、本末制度のなか本山の經營を支える末寺として様々な賦課を担っていた。

しかしながら、一方においては本寺の意向をくみながらも、自宗とは全く無縁であるところの仏事を巧みに取り込んでしまうところなどは、近世の寺院の行き方をみる思いがする。さらに、こうした「仏事」をも包含する信仰の多様さにも近世仏教的一面を見ることが出来よう。

また、日本佛教史の一大事件ともいえる本願寺の東西分立問題が、正安寺の如き他宗の一末寺にも及んでいることにその影響の幅広さを再確認することも出来よう。

史料が少ないため推量に頼るところがあるのは忸怩たるものがある。しかしながら、正安寺報恩講が真宗僧侶の手から離れ、寺と檀家のみで修されるようになった現在、記録しておくことは何らかの意義のあることと思いつつ本稿を成した次第である。

附記

小論を起こすにあたり、史料の閲覧を許可下さった円覚寺御当局、正安寺御住職小林誠道氏、長光寺御住職菅原宗雄氏、光明寺御住職北条祐勝氏、史料調査にあたり御高配を戴いた鎌倉国宝館、並に調査に御協力戴いた内田武氏、小石光氏、石山義治氏、石井喜一郎氏、そして平塚市博小川直之氏、当館鈴木良明氏に対し厚く御礼申し上げます。

- (1) 正安寺で修される報恩講は、時代とともにその内容に変化が見られ、大きく分けると次の三期に分けられよう。(1)開創があると思われる明和と寛政期より昭和十年代である。この時期は、記録で知り得る限り最高九ヶ寺、昭和初年においても六ヶ寺程度による真宗寺院が報恩講を勤修し、併せて門徒により構成される講中の参詣があつた。(2)第二次世界大戦から昭和三十年代。この時期は戦中及び戦後の混乱のため、真宗寺院そして講中の参加が減少した。(3)昭和三十年代以降、現在に至る時期。真宗寺院及び講中の参加が行なわれず、正安寺とその檀家のみで報恩講が修される。内容も所謂「秘仏の開帳」に近いものといえる。
- (2) 昭和三十年代まで報恩講を修するにあたっての中心的寺院であった横浜市栄区小曾ケ谷町の長光寺住職原宗雄氏の御教示による。江戸期の報恩講の具体的な内容を伝える史料は管見の限り現存しないと思われる。従つて明治以降の記録や口伝に頼らざるを得ない。
- (3) 正安寺報恩講の日時は開創当初は三月二十六日より二十八日の三日間であったが、天保十一年からは三月十六日より十八日に変わったことが円覚寺所蔵文書によりわかる。また、正安寺所蔵の木札によると天保八年は二月十二日より十四日に行なわれたことがわかる。明治の太陽暦使用後は四月十日を中心として勤修されている。
- (4) 早島鏡正・坂東性純編『日本仏教基礎講座、第五巻、浄土真宗』一六ページ。
- (5) 前掲(4)、大谷派及び仏光寺派の御正忌報恩講は十一月二十一日と二十八日、高田派は一月九日と十六日に定められる。また、各派とも取り越し報恩講はそれ以前に行なわれる。十一月と一月に分か

れるのは新・旧の暦の差による。

- (6) 末寺においては農事など地域の特性によるものか、報恩講の日時が移動する例が若干ある。岐阜県白川村の東本願寺派明善寺では報恩講を四月に行なう。(石川純一郎「飛驒白川郷の風土と民俗—淨土真宗村落白川村荻町の民俗相」)『人類科学』No.36所収)
- (7) 「円覚寺所蔵文書」、『神奈川県史資料所在目録、鎌倉市その一』三九三ページ、(書状の部、3末寺支配の資料(3)、A、C)
- (8) 「円覚寺所蔵文書」、所謂『參暇日記』と称されるもので、寺社奉行や金地院からの通達、末寺と配下諸僧の訴願、円覚寺内の法要等諸事を記録し、本山円覚寺の動向を知ることが出来る。
- (9) 前掲(7)と同じ。
- (10) 前掲(7)と同じ。
- (11) 『御觸書寛保集成』寺社之部二五七四。
- (12) 中村元『仏教語大辞典』一一三三一ページ。
- (13) 豊田武「宗教制度史」六四ページ、(豊田武著作集)第五巻所収
- (14) 前掲(7)と同じ。
- (15) 前掲(7)と同じ。
- (16) 鈴木良明「御免勸化と近世寺社政策—円覚寺御免勸化について—」(『鎌倉』四十六号所収)
- (17) 前掲(7)と同じ。正安寺本尊の巡行は現在記録が残るものとして、文化四年の江戸、文化十三年の三浦郡内がある。
- (18) 土室文雄『江戸幕府の宗教統制』二四三ページ。
- (19) 前掲(18)と同じ、二四二ページ。
- (20) 正安寺門前に石碑を造立した江戸の石碑講については、史料が残らないので詳細は不明である。石碑の基壇には次のように刻される。

「講中、江戸 神田 新浪町 三崎町、木具屋仁兵衛 徳力屋清兵
衛 近江屋久右衛門 伊勢屋伊右衛門 行田屋文左衛門 増田屋清
左衛門 相模屋善吉^(カ)」、このように名前から判断するならば商人が
中心となつてゐると思われる。

(21) 正安寺報恩講を勤修する真宗寺院は、それぞれ講中を組織し報恩講
に参加していことが伝えられている。また、昭和初期の『報恩講
会計帳』によると、それぞれの講が正安寺に献金をしていたことが
わかる。

(22) 「長光寺所蔵文書」、『規定書』の宛名として書かれている九ヶ寺は
次のとおりである。永勝寺（藤沢市本町）、長光寺（横浜市栄区小
菅ヶ谷町）、光明寺（横浜市戸塚区上郷町）、東福寺（横浜市港南区
笹下町）、成福寺（鎌倉市小袋谷）、善了寺（横浜市戸塚区矢部町）、
上正寺（茅ヶ崎市小和田）、成正寺（横浜市戸塚区柏尾町）、長成寺
(横浜市金沢区六浦町)。また『規定書』に記される永勝寺は、真宗
の古跡寺院であるところの戸塚区下倉田町の永勝寺とは別である。

(23) 『神奈川県史 資料編』第八卷 (近世5下) 五四七ページ。

(24) 『遺徳法輪集』卷第三 (『真宗史料集成』第八卷所収)

(25) 中根和浩「二十四輩考」(『近世仏教の諸問題二二九～二三五ペー
ジ)

(26) この記録によると、正安寺に拝礼金三百疋が下附された時、建長寺
や円覚寺に対しても、宝物類の上覧の礼金として金百疋、方丈に対
しては金二百疋の献金であるから、寺格に比して正安寺が受けた拝
礼金の多さが注目される。

(27) 『御觸書寶曆集成』宗旨之部一〇〇一。

(28) 拙稿 「相模国における真宗教団の展開——「寺院の造立」を視点と

して—」(『神奈川県立博物館研究報告(人文科学)』第十二号所収)
(29) 『長光寺所蔵文書』、長光寺所蔵の多数の文書のなかに、天保五年十
一月から十二月にかけ五点の鶴岡八幡宮経藏前に「御旧跡碑」建立
に関する史料がある。築地別院や鶴岡八幡宮の認可書を得たことや
石碑の寸法の決定などが書かれている。

(30) 『神奈川県史 資料編』第三卷 六六四一、七五一八号文書などに
より、小田原北条氏が真宗に対し禁制を加えたことがわかる。
(31) 『新編相模國風土記稿』に記載されるだけでも、三浦郡西来寺は山
城国へ、鎌倉郡上之村光明寺は江戸へ、同郡小袋谷成福寺は伊豆
へ、同郡下倉田村永勝寺は甲斐へ一時移っていたことがわかる。そ
の外、同様の内容を伝える寺院は三浦郡、鎌倉郡を中心にかなり多
い。